

**青梅市健康センター条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成30年12月3日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市公共施設等総合管理計画にもとづく公共施設のあり方に関する検討結果を踏まえ、青梅市健康センターにおける総合健康診査および機能訓練を廃止するとともに、健康センター長を廃止したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市健康センター条例の一部を改正する条例**

青梅市健康センター条例（昭和60年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削り、同条第4号を第3号とする。

第4条から第7条までを削り、第8条を第4条とする。

別表を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3等級別基準職務表3 医療職給料表(一)3級の項を次のように改める。

3 級	高度の医療を行う医師の職務
-----	---------------

青梅市健康センター条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

青梅市公共施設等総合管理計画にもとづく公共施設のあり方に関する検討結果を踏まえ、青梅市健康センターにおける総合健康診査および機能訓練を廃止するとともに、健康センター長を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 総合健康診査および機能訓練の廃止に関する見直し

ア 健康センターに置く施設を次のように改める。(第3条関係)

改正後	現 行
(1) 保健相談に関する施設	(1) 保健相談に関する施設
(2) 健康診査に関する施設	(2) 健康診査に関する施設
(3) その他必要な施設	(3) <u>機能訓練に関する施設</u>
	(4) <u>その他必要な施設</u>

イ 総合健康診査および機能訓練に関する使用承認の規定を削る。(第4条関係)

ウ 総合健康診査の使用料等に関する規定を削る。(第5条・別表関係)

エ 機械、器具等にかかる損害賠償に関する規定を削る。(第6条関係)

(2) 健康センター長の廃止に関する見直し

職員に関する規定（健康センターにセンター長のほか必要な職員を置く。）を削る。(第7条関係)

(3) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年4月1日

(2) 青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

健康センター長の廃止に伴い、等級別基準職務表について、所要の規定の整備を行う。

青梅市健康センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市健康センター条例（昭和60年条例第11号）

改正後	現行	備考
<p>(施設)</p> <p>第3条 健康センターに次の施設を設ける。</p> <p>(1) 保健相談に関する施設</p> <p>(2) 健康診査に関する施設</p> <p>(3) <u>その他必要な施設</u></p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 健康センターに次の施設を設ける。</p> <p>(1) 保健相談に関する施設</p> <p>(2) 健康診査に関する施設</p> <p>(3) <u>機能訓練に関する施設</u></p> <p>(4) その他必要な施設</p> <p><u>(使用の承認)</u></p> <p>第4条 <u>健康診査および機能訓練を受けようとするものは、市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、健康センターの管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。</u></p> <p>3 <u>市長は、健康センターの管理上支障があると認めるときその他使用を不相当と認めるときは、使用を承認しない。</u></p> <p><u>(使用料等)</u></p> <p>第5条 <u>健康診査の使用料等は、別表のとおりとする。ただし、別表に規定する総合健康診査に併せて利用者の選択により実施することができる健康診査項目および使用料は、規則で定める。</u></p> <p>2 <u>前項の使用料は、健康診査を受ける際、これを徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、別に納期を指定して徴収することができる。</u></p> <p>3 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減額または免除することができる。</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p>第6条 <u>健康センターを使用する者が、使用に際し健康センターの機械、</u></p>	

(委任)  
 第4条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

器具および施設に損害を生じさせた場合は、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(職員)

第7条 健康センターにセンター長のほか必要な職員をおく。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表 (第5条関係)

区分	使用料			開業日	
	市内に住 所を有す る者	市内に勤 務してい る者	市外に住 所を有す る者		
総合健 康診査	Aコース	円 14,700	円 24,200	円 48,500	週2回以上で、市長 が定める日
	Bコース	円 6,800	円 12,400	円 24,800	週1回以上で、市長 が定める日

備考

- 1 市長が特に必要と認める場合は、開業日を減ずることができる。
- 2 この表に定めるもののほか市長が必要と認める場合は、集団を対象とした健康診査を行うことができる。この場合において、市長は、健康診査項目に応じて、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に定める点数に15円を乗じて得た額の範囲内の使用料を徴収する。

付 則  
 (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
 (青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3等級別基準職務表3 医療職給料表(一)3級の項を次のように改める。			
<table border="1"> <tr> <td>3級</td> <td>高度の医療を行う医師の職務</td> </tr> </table>	3級	高度の医療を行う医師の職務	
3級	高度の医療を行う医師の職務		

○付則第2項による改正（青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号））

改正後	現行	備考																
別表第3（第3条関係） 等級別基準職務表 1 および2 略 3 医療職給料表(一) <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>医療を行う医師の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>相当高度の医療を行う医師の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>高度の医療を行う医師の職務</td> </tr> </tbody> </table> 4 および5 略	職務の級	基準となる職務	1級	医療を行う医師の職務	2級	相当高度の医療を行う医師の職務	3級	高度の医療を行う医師の職務	別表第3（第3条関係） 等級別基準職務表 1 および2 略 3 医療職給料表(一) <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>医療を行う医師の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>相当高度の医療を行う医師の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>(1) 高度の医療を行う医師の職務 (2) 青梅市健康センターの健康センター長の職務</td> </tr> </tbody> </table> 4 および5 略	職務の級	基準となる職務	1級	医療を行う医師の職務	2級	相当高度の医療を行う医師の職務	3級	(1) 高度の医療を行う医師の職務 (2) 青梅市健康センターの健康センター長の職務	
職務の級	基準となる職務																	
1級	医療を行う医師の職務																	
2級	相当高度の医療を行う医師の職務																	
3級	高度の医療を行う医師の職務																	
職務の級	基準となる職務																	
1級	医療を行う医師の職務																	
2級	相当高度の医療を行う医師の職務																	
3級	(1) 高度の医療を行う医師の職務 (2) 青梅市健康センターの健康センター長の職務																	